

発委第5号

令和3年12月16日

四万十町議会議長 味元 和義 様

提出者 教育民生常任委員長 古谷 幹夫



保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、
保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条
第3項の規定により提出します。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、以下の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

1. 国は「保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年12月 日

高知県高岡郡四万十町議会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

衆議院議長

参議院議長